

地域の方でつくる

安全・安心まちづくり



市・市民・事業者・所有者等の役割

安全で安心なまちづくりを推進するため、市や市民、事業者、所有者等それぞれの役割（責務）が決められています。

市

市民や関係機関と相互に連携を図り、次のような取り組みを行っていきます。

- 安全に関する知識の普及や情報の提供、その他広報啓発
- 活動を支える人材の育成
- 防犯や防災等に配慮した公共的施設等環境の整備
- 子供や高齢者等に対する安全対策
- 活動推進者や団体に対する支援など

市民

- 市民一人ひとりが自らの安全確保に努め、地域住民がお互いに協力して地域安全活動を推進する。
- 犯罪や事故、災害等が発生した場合、相互に協力して安全確保に努める。

事業者

- 事業活動を行う際は、安全のために必要な措置をとり、地域の一員として市民とともに地域の安全活動に取り組む。
- 従業員に安全・安心まちづくりに関する知識及び技術を習得する機会を提供する。
- 犯罪や事故、災害等が発生した場合、安全確保に努める。

所有者等

所有・管理する土地や建物などを適正に管理し、安全確保に努める。

自らの安全は自分で守る

この条例は、自らの安全は自ら守るという意識のもと、市や市民・事業者・所有者等が協力して安全意識の高揚や自主的な地域安全活動を推進し、市民が安全で安心して生活することができる地域社会を実現することを目的としています。

市では、この条例に基づき、関係団体等で構成する「鹿屋市安全・安心まちづくり推進協議会」を設立し、危険箇所の調

査や整備、防犯灯設置、地域安全パトロールの推進、防犯・防災に関する講習会等の開催など、安全で安心なまちづくりを推進するために必要なことについて協議・検討を行っていきます。

行っています。

また、市内の各地域で自主防災組織が結成され、日頃の防災活動や訓練などを通じて、災害発生時への備えを行っています。

みんなで安全・安心への意識を高め、活動に参加し、継続していくことで、地域の安全・安心を守っていきましょう。

みんなで活動に参加しよう

現在、市内ではボランティアにより結成された地域安全パトロール隊など20団体が、地域から犯罪を減らし、なくしていくためのパトロール等の活動を

【問い合わせ】

市自治防災課

☎0994-31-1124